

地盤の液状化について - 2

液状化の法整備—住宅性能表示制度の見直し—について



設計部長: 今日、液状化の法整備について話そう。平成27年度より新築住宅の性能表示制度の選択項目が変わることは知っているかな？ 現在は全

10分野32項目のうち9分野27項目が必須となっているが、それを4分野9項目に絞り込む予定だ。長期優良住宅と同分野・同項目にして、より使いやすい制度にすることが狙いだ。また、性能表示制度を受ける建物が思うように伸びていないことも理由だ。長期優良住宅とセットで取得できるので確実に増えると思われる。

実は、そのタイミングと合わせて地盤の液状化について盛り込むことが予定されている。これだけ騒がれていては性能表示制度と無関係ではいられないという現れだろうね。ただし、今のところ、その地盤の性能を評価することではなく、あくまで情報提供という



主旨だ。言ってみれば住宅購入者への重要事項説明と同じような意味合いだね。

若手設計スタッフ: 情報提供だけなんですか？もし、地盤が悪い、液状化の可能性があるとしたら、お客様は「どうしたらいいの？」と不安になりますよね。

設計部長: そのとおりだ。おそらく、地盤調査結果の他に、「地盤の保証をするものではない」としながらも、その地盤の判定結果や指標、改良方法についても記載することになるだろう。

若手設計スタッフ: え！？液状化の判定ってどうすればいいんですか？よく、全然解らないです。

設計部長: 地盤調査会社が調査後に考察するとしているが、その判断基準自体がまだ混沌としているらしい。現在、判断の指標になるものとして、各行政庁が出しているハザードマップの他



小規模建築物基礎設計指針 建築基礎構造設計指針

に、日本建築学会の「小規模建築物基礎設計指針」「建築基礎構造設計指針」や、国土交通省の「宅地の液状化被害可能性判定に関わる技術指針」がある。

これらには、液状化に対応する工法も紹介してあるので、おそらく、性能表示制度にもこれらの判断指標が用いられるだろう。

若手設計スタッフ: そういう本があることは知っていましたが、詳しく読んでいませんでした。設計者としては、地盤調査会社任せではいけませんね。しっかりと勉強して、お客様に説明できるようにしなければいけないですね。

設計部長: そうだね。今まで、設計者は建物の設計だけを考え、地盤については弱ければ改良すればいい程度だったかもしれないが、これからはそうはいかないぞ。地盤調査結果は元より様々な情報から地盤の状態を判断し、そこに建つ建物、お客様の予算などを考慮し適切な改良工法を選択しなければならない。当然、お客様に、それぞれの改良工法の概要、メリット、デメリットを解りやすく説明しなければならない。

せめて、先に言った指針を理解しておくことが設計者としては当然のことだ。知らないで恥だぞ。

住宅性能表示制度の見直し

1. 必須/選択項目の範囲の見直し	(●: 必須 / ○: 選択)	新築住宅		(参考) 長期優良住宅
		H27.3 まで	H27.4 から	
① 構造の安定に関すること		●	●	●
② 火災時の安全に関すること		●	○	—
③ 劣化の軽減に関すること		●	●	●
④ 維持管理・更新への配慮に関すること		●	●	●
⑤ 温熱環境に関すること		●	●	●
⑥ 空気環境に関すること		●	○	—
⑦ 光・視環境に関すること		●	○	—
⑧ 音環境に関すること		○	○	—
⑨ 高齢者等への配慮に関すること		●	○	● (共同住宅のみ)
⑩ 防犯に関すること		●	○	—

2. 液状化に関する参考情報の提供

- ・ 専門家への相談や流通時の判断材料として活用できるよう。液状化に関する参考情報の提供を行う。
- ・ 液状化に関する参考情報の提供とは、評価や等級表示の対象とはせず、液状化について把握されている情報を、評価書に記載すること。



TEC branch は HP にて連載中です。

答えてほしい疑問などをお寄せ下さい！
地盤の液状化について③
次回は、～液状化の保証はできないのだろうか～

東昭エンジニアリング株式会社

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-20-8 BENEX S-3ビル2階

TEL: 045-534-7500 FAX: 045-534-7501

URL: <http://www.tosho-engineering.co.jp>



構造計算で建築に新しい風を!

TOSHO ENGINEERING